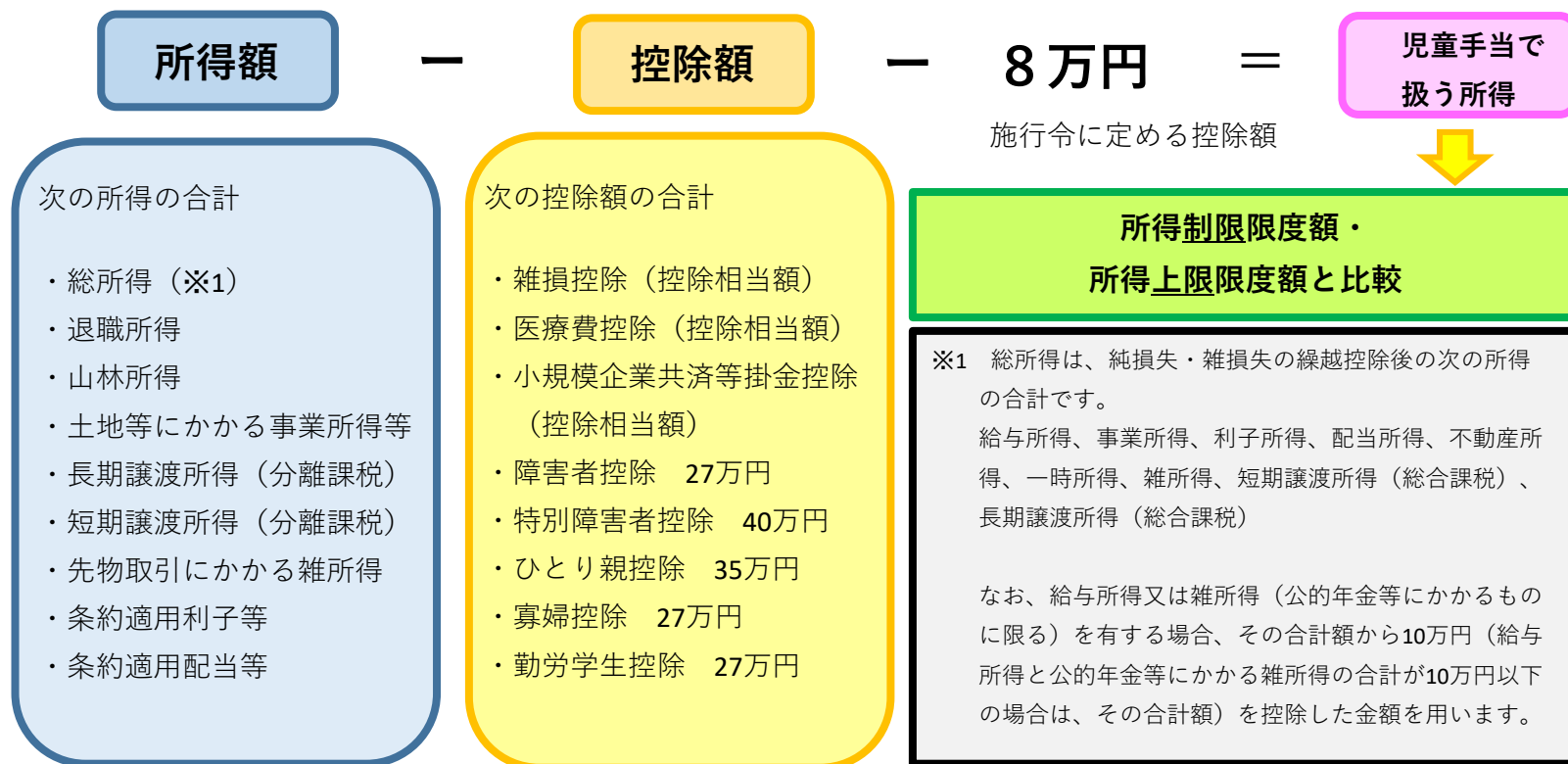


- ・下の計算式にあてはめ、所得額から控除額と8万円を引いて、「児童手当で扱う所得」の額を算出し、この金額を所得制限限度額・所得上限限度額と比較します。
- ・控除額のうち、障害者控除、寡婦控除、勤労学生控除は、各27万円です。ただし、特別障害者控除は40万円、ひとり親控除は35万円です。
- ・給与所得とは、給与収入から給与所得控除と所得金額調整控除を差し引いた金額をいいます。給与所得控除や所得金額調整控除などの計算方法については、国税庁のHPをご確認ください。

給与所得控除について : <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>

所得金額調整控除について : <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1411.htm>



所得の確認について

給与所得者

(確定申告をした方を除く)



源泉徴収票の

「給与所得控除後の金額
(調整控除後)」

を確認してください。

令和●年分 給与所得の源泉徴収票

住所又は居所 茨木市駅前〇丁目△△番□号		氏名 茨木 太郎	
支払金額	12 000 000	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	10 050 000
所得控除の額の合計額	1 680 000	源泉徴収税額	1 316 100
社会保険料等の金額	1200 000	生命保険料の控除額	
健康保険料の控除額		介護保険料の控除額	
住宅借入金等特別控除の額			

確定申告をした方



確定申告書の

「所得金額等」欄の「合計」
を確認してください。

※分離課税に該当する所得
(先物取引に係る雑所得等や
長期・短期譲渡所得など)
がある場合は、確認方法が異なる
ため、ご注意ください。

※給与所得または公的年金等に
係る雑所得がある場合は、その
合計額から10万円を控除した金
額を用います。(給与所得と公
的年金等に係る雑所得の合計が
10万円以下の場合、その合計
額を控除します。)

※社会保険料相当額として所得
から一律8万円控除することが
できます。

令和●年●月●日 令和〇●年分の所得及び雑所得の確定申告書A		FA2001
住所 (又は居所) 茨木市駅前〇丁目 △△番□号	氏名 茨木 太郎	第一表 令和三年分用
収入 給与 12000000	税 課税される所得金額 8370000	
所得金額等 給与 10050000	上の②に対する税額 1289100	
所得金額等 合計 10050000	源泉徴収税額 1316100	
所得から差し引かれる金額 社会保険料控除 1200000	申告納税額 000000	
所得から差し引かれる金額 合計 1680000	支払済の源泉徴収税額 000000	
所得から差し引かれる金額 合計 1680000	支払済の源泉徴収税額 000000	